

郡山市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月5日

郡山市長 品川 萬里

郡山市条例第7号

郡山市介護保険条例の一部を改正する条例

郡山市介護保険条例（平成12年郡山市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>政令第38条第1項第1号に掲げる者 34,400円</u></p> <p>(2) <u>政令第38条第1項第2号に掲げる者 51,790円</u></p> <p>(3) <u>政令第38条第1項第3号に掲げる者 52,170円</u></p> <p>(4) <u>政令第38条第1項第4号に掲げる者 64,260円</u></p> <p>(5) <u>政令第38条第1項第5号に掲げる者 75,600円</u></p> <p>(6) <u>政令第38条第1項第6号に掲げる者 90,720円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>政令第39条第1項第1号に掲げる者 33,440円</u></p> <p>(2) <u>政令第39条第1項第2号に掲げる者 50,160円</u></p> <p>(3) <u>政令第39条第1項第3号に掲げる者 50,160円</u></p> <p>(4) <u>政令第39条第1項第4号に掲げる者 56,840円</u></p> <p>(5) <u>政令第39条第1項第5号に掲げる者 66,870円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者 80,250円</u></p> <p><u>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保</u></p>

(7) 政令第38条第1項第7号に掲げる者 98,280円

(8) 政令第38条第1項第8号に掲げる者 113,400円

(9) 政令第38条第1項第9号に掲げる者 128,520円

(10) 政令第38条第1項第10号に掲げる者 143,640円

(11) 政令第38条第1項第11号に掲げる者 158,760円

(12) 政令第38条第1項第12号に掲げる者 173,880円

除料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。））、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。

）

(7) 次のいずれかに該当する者 86,940円

ア 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。））、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 100,310円

ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 113,680円

ア 合計所得金額が440万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。））に該当する者を除く。）

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 127,060円

(13) 政令第38条第1項第13号に掲げる者 181,440円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,550円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,550円」とあるのは、「36,670円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,550円」とあるのは、「51,790円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料の算定)

第7条 (略)

- 2 (略)
- 3 保険料の賦課期日後に政令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から政令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

(保険料に関する申告)

第11条 (略)

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,070円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,070円」とあるのは、「33,440円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,070円」とあるのは、「46,810円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料の算定)

第7条 (略)

- 2 (略)
- 3 保険料の賦課期日後に政令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口又は第8号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から政令第38条第1項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

(保険料に関する申告)

第11条 (略)

2 前項の規定による申告書の提出をしない第1号被保険者については、第5条第1項第5号に規定する保険料率を適用して保険料を賦課することができる。

2 前項の規定による申告書の提出をしない第1号被保険者については、第5条第5号に規定する保険料率を適用して保険料を賦課することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第11条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第5条の規定は、令和6年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和5年度までの介護保険料については、なお従前の例による。